

○議長（中上良隆君） 順番18、24番 中西健君。

〔24番（中西 健君）登壇〕

○24番（中西 健君） 一般質問も最後のトリとなりました。本来、紅白歌合戦のトリやったら、大勢の方々から拍手をいただくわけですが、非常にお疲れのところ、また、これで最後になったなど安堵の気持ちもさぞ持っておられる方もなきにしもあらずの中で、質問をしてみたい。

私は、この1時間の時間を与えられていますが、私の今回の質問については早く終わりたいと思います。

ささやかな願いが一つと、あとは二つほどありますので、終わりたいとは思いますが、答弁次第ではお時間をちょうだいする場合がありますので、その点ご理解を賜りたいと思います。

質問の前にひとつお時間をお願いしたいんですが、私は議員生活、この3月の末をもって17年を経過するわけですが、今日まで、今年の春、3月末をもって退職される市民病院の院長、大変長い間、橋本市民病院の院長として大変な時期に苦勞されて、今立派に自立橋本市民をめざして頑張っていた。ご勇退をされると聞いております。院長を後輩に譲りまして、そういう話を聞いております。本当に長い間お疲れさんでございました。心からねぎらいの言葉を。また、参与席に座って、いつもどんな質問が出てくるんやろうという思いで私とおつき合いをしていただいた部長、何人か退職されるということで、この方たちに対しても敬意を表し、本当にご苦労さんということのねぎらいの言葉を贈りたいと思います。本当にご苦労さんでした。

さて、質問に入りますが、今、全国的に有名な地方の首長がおられますね。もったいないということで、地域の無駄なお金を使わないという滋賀県の嘉田知事、それから最も有名になってきておるのは宮崎県知事、東国原知事、この人は宮崎のセールスマンということで、今、特定財源の、ゆうべもテレビでやっておりましたが、非常に宮崎は大変な状況にあるということで、一生懸命知事を先頭に頑張っている。私は負けないぐらい、橋本市の市長も、これは和歌山県一のセールスマンだと思っています。

今までの質問の中でも、市長が企業誘致に対して積極的に取り組んできたこと。このことが評価されておりました。僕も含めて、私と同じぐらいの同期の方々もおられますが、企業誘致こそが橋本市の生きる道だと申し上げてきました。しかしながら、時代の状況もあつたろうと思いますが、実現ができなかった中で、木下市長が誕生されてから、自らセールスをやられたということで、今着々と企業誘致が、今年中には何とすばらしい企業がたくさん来てくれたなど。みんなで大いに喜べる日が来るんであろうと。そのことによって橋本市のまちが活気づく、地殻変動が起こる、これは間違いなくそこまで来ているような、私は感じがいたします。決して私は木下市長に上手を言っているんじゃない、事実を申し上げるわけでございますから、なお一層この橋本市民のために頑張っていたきたい。しかし、企業誘致だけが我々に責任を果たしたわけにはいかないわけです。いろいろな市民のためにやらなきゃならない問題がたくさんあります。

今、日本の情勢、世界の情勢を、私だけで

なく皆さん方も、これは感じておると思う。今、昨年の参議院選挙で、衆参ねじれ現象ということで、国会が混乱しております。大事な予算案すらまだ議決されていない状況。また、原油の高騰、これはガソリン、灯油、それから諸物価まで高騰が国民の前に覆いかぶさってきてとというのは事実です。それから、サブプライムローン、この影響で日本に、いや、世界にも金融不安をもたらしていると。金融の混乱を招いておる。それから、昨年で、今でも続いておりますが、国民の年金問題、消えた5,000万件のいわゆる年金が、安倍前総理大臣の発言の中で3月までに名寄せを完了すると、こういうお言葉もありながら、この名寄せ問題も依然として進んでいない状況、これは国民にとっては大変な年金、頼りにしている年金、これが依然として不明であると、こういう皆さん方もおられるわけです。そうした国民の不安、それから食の不安、これはギョーザ事件がございました。輸入食品の安全性、こういう問題も我々の国民生活の中で横たわっていると。

それから、橋本市も重要である道路特定財源の暫定税率の問題、これも依然として国会で進んでいない。この間の状況の中で一番困るのは、やはり低所得者の方々、それから高齢者の方々、障害者の方々、そういう人たちがこれらの状況によって大変生活が苦しい状況にあります。そんな中で、私は橋本市でそうした福祉政策について、何とか支援できないものかと、こういうことで、私は質問に立ったわけではありますが、そうした弱者対策として、特に私は、政治は弱者に光を当てていく、これが政治の基本だと思います。そういう中で、大変そうした人たちが橋本市内にもたくさんおられます。高齢化は20%以上を占めてきておる。この現実の中で、橋本市、我々橋本市議会がそうした人たちのためにどんな

政治をやるべきかということのを常に考えていかなきゃならんと、こういう観点から三つだけ質問させていただきたい。

一つ目は、橋本市再開発住宅についてであります。あれは現在、皆さんも通っている中で、空き部屋がたくさんあるじゃないかと。何とかならんのかと思いは皆さん方あると思う。私も、市民の方々から、あんなあいている部屋、何で市民に開放しないのという。要するに、もったいないやないかと、こういうご相談をいただいております。しかしながら、これは再開発事業の住宅でありますので、やはり一般住宅とは違いますので、非常に難しい面もあるし、事業もまだ終わっていない、そういう段階であるということは、私は尋ねた人にはそう説明しておるんですが、中には知らない人もおります。そういうことで、なぜ公営住宅にできない。あれは適用できないか。できないとすればどういう原因なのかということで、一つ目はその質問であります。

二つ目は、和歌山県の社団法人福祉協議会が生活資金貸付制度という制度があります。私は、これに少しでも橋本市でできることはないのかなと、こういう思いで提案させていただいておるわけではありますが、相談も私のところへ何件か来ました。ところが、貸付制度自体も金利が3%、それから交渉人が要る、非常に福祉という名目の中で、そうした弱い人たちが借りられないような制度ではなかろうかと、こういう私は判断いたしました。たかが3%、されど3%。今の金利時代に比べたら、非常にこの3%というのは大きな負担になる。低金利時代の中で。これが本当の和歌山県の福祉制度かと疑問を私は私なりに持った次第でありますから、これは2番目としての質問であります。

それから、先ほど冒頭言いました国民の不安、年金問題、これは一生懸命働いて、さあ、

もう年金をもらえる時期になって、名前が消えておったという、この事実、非常に今混乱をしております。私は、これは国民年金に例をとっておりますが、これは橋本市が一時期徴収していたときがあるんです。その中で、今の年金問題の中でいろいろな、私の年金がどうなっておるか、そういうふうな、きちっとお支払いしてあるのに、社保庁に聞いたらなかったというのは、橋本市民にあったかなかったか、こういうことも検証しなきゃならんということで、本市において年金に関して市民からの問い合わせ等々があったとすれば、どのように対応しているのか。自治体で過去において国民年金の徴収を行っていたが、その間、不明、さっき言った、払ったのに届いていなかったとか。自治体によっては職員の横領というのも発覚して、訴えられた形跡もあります。そういうものを含めて、あったかなかったかの、これについてご答弁を願いたい。

私の質問、1回目は以上です。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）はじめに、生活福祉資金貸付制度についてお答えいたします。

生活福祉資金貸付制度は、収入が少なく、必要な資金の融通がほかから受けることが困難な世帯に、必要最小限の資金を貸し付けることで、世帯の経済的自立を図るとともに、地域社会での安定した生活を支援することを目的としております。

現在、この制度の償還途中の貸し付けも含めた貸付件数は、更生資金の生業費で33件。福祉資金の福祉費で4件、住宅費で17件、障害者自動車購入費で1件。修学資金の修学費

で11件、就学支度費で3件、療養・介護等資金の療養費で2件、介護等費で1件、緊急小口資金で2件。離職者支援資金で5件。長期生活支援資金で1件。計80件でございます。

平成17年度の新規貸付は、修学費等4件。18年度は、福祉費で1件、住宅費で1件、長期生活支援資金で1件の計3件。平成19年度では、小口資金の1件のみとなっております。

生活福祉資金の貸付制度における貸付利子は、国が定める生活福祉資金貸付制度要綱で年3%と規定されています。ただし、修学資金、療養・介護等資金については無利子です。

また、生活福祉資金運営要領では、この貸付利子のうち、3分の1を欠損補填積立金として積み立てるものとし、残りの3分の2は貸付事務費、県社協及び市町村社協の事務費に充てることとされております。

欠損補填積立金は、償還免除に係る貸付金原資の欠損補填に充当しますが、自己破産等の増加により大きく不足している現状です。

なお、利子の補填については、貸付者の経済的自立の助成と償還意欲の助長を図るため、県の補助で平成5年度から貸し付けされている方で期限内に償還された貸付金利子相当額の2分の1を利子補給する制度がありました。しかし、県の事業見直しにより平成9年度新規貸付者から利子補給が廃止されました。その後、県にかわって利子補給を行っている市町村は、現在のところ県下ではございません。今後、利子の補填の必要性や実施可否について、調査研究してまいりたいと考えております。ご理解のほどをお願いいたします。

次に、いわゆる宙に浮いた年金記録問題のご質問との認識でお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、この問題の経過ですが、昨年5月以降、国会の社会保険庁改革関連法案の審議中に、社会保険庁のコンピューターに入力し

た年金記録にミスや不備があり、約5,000万件の統合・整理されていない過去の年金記録があることが判明し、これまでに適切な管理がなされていないことが指摘されました。

5,000万件の内訳は、厚生年金の記録が約4,000万件、国民年金の記録約1,000万件で、厚生年金が約8割を占めております。

この年金記録問題については、昨年7月5日の政府・与党取りまとめにおいて、本年3月までに5,000万件の未統合記録と受給者3,000万人、加入者7,000万人の記録をコンピューター上で突き合わせをし、その結果、記録が結びつく可能性がある方々へお知らせすることをはじめ、一連の具体的な対策を掲げ、以後、これに沿って昨年12月17日からねんきん特別便の発送を開始するなど、取り組みが進められてきました。こうした点については、引き続き国民に対して丁寧な説明を重ねていくこととされております。

さらに、国民の立場に立って記録の訂正を行うための第三者委員会の設置や、記録が訂正された場合には、5年以上前の年金も全額支払うことを可能とする年金時効特例法の成立など、国民の安心を確保するための枠組みの整備が図られてきております。

また、昨年12月には、統合作業の進捗状況が公表されました。推計値とのことですが、被保険者が特定でき、結びつく可能性のある記録が1,100万件、21.6%です。特定困難で今後さらに解明を進める記録が1,975万件、38.8%。既に基礎年金番号に統合済み、死亡や脱退など、今後の年金支給とは無関係な記録が1,550万件、30.4%であったとのことです。

これを受け、本年1月24日に開催された年金記録問題等に関する関係閣僚会議において、目下の年金記録の統合の進捗状況を踏まえ、市町村、経済団体、企業等の協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推

進し、記録の統合を着実に進めていくことが決定されました。このことについて市町村には、2月6日に厚生労働大臣の親書とともに政府決定として、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進する旨の具体的な内容の通知がありました。

さて、本市の年金窓口での現行業務についてではありますが、法定受託事務として国民年金第1号被保険者の資格の届出の受理、国民年金第1号被保険者及び障害基礎年金等の裁定請求の受理、国民年金保険料の免除・猶予申請の受理、また国民年金の加入記録や国民年金受給見込額についての相談などに対応しております。また、協力連携事務として、資格取得届等をされた際の保険料口座振替や前納の促進、老齢福祉年金に係る国民年金証書等の提出や一般的な年金制度に関する相談も行っております。

問題となっております年金記録の問題、特に国民年金保険料の納付状況についての相談は、和歌山県社会保険事務所と連絡をとり、行っております。1日の平均相談件数は、窓口・電話対応を含め、平成18年約41人であったものが、平成19年に入り約73人と、32人の増で、率にして1.76倍となっており、連日対応に追われている状況であります。

加えて、社会保険事務所から年金記録問題で相談のあった方々について、過去の本市の徴収台帳の消し込み状況の照会が、昨年6月から本年2月末までに195件あり、それを調査した上で文書回答しております。

また、昨年12月から始まりましたねんきん特別便の発送状況ですが、3月5日現在での和歌山県内のねんきん特別便発送数は、3万2,585件です。郵便番号648管内では1,154件、郵便番号649管内では5,940件となっております。

このねんきん特別便を送付された方々から

の相談も、本年2月末日までに30件ありました。相談時間が1時間を超える方もおられました。

市の窓口で直接対応できない厚生年金加入者と配偶者の方についても、和歌山東社会保険事務所での相談を案内する一方、無年金者や低年金者を生じさせない観点から、可能な限り窓口で対応させていただいております。

続いて、過去において年金保険料の徴収金について、不明及びそれによるトラブルはあったか、なかったかという質問にお答えします。

年金保険料の市町村での徴収は、昭和36年4月から平成14年3月まで行っておりました。昨年8月と9月に市町村職員・納付組織等の関係者における年金保険料の着服事案について国の調査があり、これまで年金事務担当職員に聞き取りを行い、回答として、なしと報告させていただきました。これまで年金記録問題でのトラブルも生じておりません。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（中上良隆君）建設部長。

〔建設部長（坂本信良君）登壇〕

○建設部長（坂本信良君）ご答弁をさせていただきます前に、先ほど、中西議員からねぎらいのお言葉をいただきましたことを、退職する部長を代表いたしまして、心から。

それでは、橋本市再開発住住宅の質問についてお答えをさせていただきます。

橋本市再開発住宅への入居についてでございますが、再開発住宅は、市街地再開発事業等の整備地区の事業促進に支障となる借家人等住宅困窮者の受け皿住宅として、再開発住宅建設事業により建設されました。

その概要は、平成8年度から3カ年で施工され、敷地面積2,706.36㎡、鉄筋コンクリートづくり地下1階、地上9階建てとなっております、総戸数が69戸のうち、2Kが14戸、2D

Kが15戸、3DKが40戸で、総事業費19億1,968万9,000円となっております。

入居資格につきましては、住宅市街地整備総合支援事業制度要綱第13で、従前居住者用賃貸住宅等の入居に関して定めており、本市におきましては、中心市街地土地地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施に伴い、施行地区内に居住する借家人及び建物移転計画に伴い、仮住居の必要となる方が入居していただくことになってございます。

現在の入居状況は、第1ゾーン、第2ゾーン、御殿ゾーンの各一部が施行完了された中で、再開発住宅の総戸数69戸のうち、永住者17戸、仮住居14戸が入居されております。

今後、平成16年の施行ゾーンの見直しによる移転計画では、ピーク時において69戸中65戸が必要となり、また、第一施行地区の休止地区となっております駅前地区を中心とした2.2ヘクタールが平成24年度までに施行方針の検討を加えることとなっているため、施工するとなれば、再開発住宅の空き部屋が必要になってきます。

事業完了後の再開発住宅の取り扱いについて、住宅市街地整備総合支援事業制度要綱第13の2で、従前居住者用賃貸住宅等の入居に関して定めておりますが、本市においては、第一施行地区、第二施行地区、第三施行地区の施行方針針が決定され、法的手続きが終了し、中心市街地土地地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の終結がなされた段階で、市営住宅として運用できることとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中上良隆君）この際、2時30分まで休憩いたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

24番 中西健君、再質問ありますか。

24番 中西健君。

○24番（中西 健君）私の質問に対して3項目ご答弁いただきました。

まず1点目の公営住宅再開発住宅についての一般の方々、特に低所得者に入居を認めることはできないかというおただし、また事業の遂行の中で空き部屋が、そういう公営住宅のもとで貸し出すことは不可能という回答でございました。

というのは、これはなぜ私、質問をさせていただいたかということ、一般的に市民が多いんです。いわゆる再開発住宅は市民からしたら一般の住宅でも、市民でも入れるんじゃないかと。あいているから入れてくれよと、こういう率直な意見なり願いがある。ところが、事業に絡んだことであるので、ここでひとつしっかりと市民にわかっていただくためにも、状況を議会の中で議論しておくべきだと。こういう観点で私は質問させていただいたわけでありまして。

そういう中で、事業が完成した場合に、一般的、いわゆる綱領に基づいて市民に解放していくという答弁を、そのとおりだと思います。そういうことで承知をいたしております。

しかし、これからの市街地再開発事業で、休止の部分については、まだ橋本市がやるのかどうかという、これは大きな問題があるわけですが、この議論になりますと通告外に入るおそれがありますので、私は言いませんが、とにかくそういうものを絡んだ中で、もしそういう利用できる状況にあった場合に、これは私も国交省にもお伺いを立てたら、今でももし使わない場合は、事務的処理をしていただければ使えと、こういうような回答

をいただいとったわけですので、その旨お伝えしておきます。

それから、2番目ですが、回答は私にとっては不満です、確かに。研究課題というのは、これは答弁では、私は答弁のうちに入らない。研究というのは、だいたい1カ月や2カ月、1年、2年でできるものではないと判断します。私は、急いでおるのは、今、これだけ生活がやりにくくなった。中身については聞きました。

私は、この社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会、これの貸し付け制度を、悪いですけど、橋本市がうまく利用して、乗っかって、橋本市、いわゆる福祉対策としてできないのかということ、申し上げた。これは、トータルで80件ほど貸し出しをしないと。中には支払い不能に陥っている方もあるというふうに聞いておるんですけども、銀行でも住宅資金として2%から2.5%で貸し付けしてくれるんです。皆さんもご承知のとおりだと思います。この制度、これはほんまに福祉制度かなという疑問があるわけです。3%といたら、銀行より高い。コマーシャルじゃないですけど、銀行より高い。一体福祉と言えるんですかと。私は県会議員と違いますから、それには言いませんけど、こういう制度の中で、これを利用していただくための橋本市に、そうした人たちに何とかしてあげられないかというその気持ちが、私は今の答弁で見受けられない。

私だけじゃなしに、市会議員の皆さん方、選挙で市内くまなく回ります。ひどいところに住んでいる人もおりますよ。年金生活者、お年寄り。中には、古い家を抱えながら、病弱で生活保護を受けたいんだけど、家という、古い家の資産を持つとるばつかりに、生活保護も受けられない方もいる。生活保護を受けとる人すべてがというわけではないんで

すけれども、非常に困った人が、僕は市会議員をやっている、こういう人をずっと見ている。それで、選挙運動の中でもそういう人たちにいろいろお話を聞いている。例えば、古い家が雨もりする。ところが、金がない。それで、福祉協議会へ相談に行ったら、この制度がありますと紹介はしてくれるんですけども、保証人をつけてくださいと。そこへ金利3%要りますよという。

私が言いたいのは、皆さま方は机の上で物事を考えておられるけれども、私らはそうした人たちの中へ入ってきた中で、何とか行政で助けてあげることはいかないかなと。そういう思いは私だけじゃないです。ここに座っておられる議員さんもおおと思います。いろんな今のこうした生活がしにくい状況の中で、今国会でもそうでしょう。福田さんも慌てて生活者のために何とかやらなきゃいかんという。私は、国のやりとりを見とるとはがゆい。我々のまちは、我々の市民は、やっぱり橋本市で守ってあげようやないか、助けてあげようやないかと、こういう気持ちを持っていただきたいなど。

部長、健康福祉部長だけじゃないですよ。おそらくこれは政策調整会議とかいろんな中で答弁書をつくるんでしょう。だから、これを全部適用しなさいということをおしは言いません。小口で、家を修理したいんだけど、保証人をつけてこい、金利3%要るぞと言われて、借りられない人が大勢おるんです。これは利用も少ないのは当たり前なんです。借りられないような制度になっている。

回収に心配されとるけど、これは橋本市からお金出してないでしょう。そこまで心配する必要ないでしょう。それはちゃんと福祉協議会が徴収をきちっとやるわけですから、私はこの金利だけでも何とか橋本市でやれないものかと、こういう提案をしておるわけです。

これはいろいろ金額も相当あります。私は、少なくとも50歩譲って、この中でそうした困っている人たちに小額な資金でも借りられやすいように、いわゆる補完を橋本市はできないかということでもありますので、再度私のこのことについてご答弁をいただきたい。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）中西議員おっしゃっている趣旨は私もよく理解できる場所です。しかし、利子補給制度と申しますのは、これは先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、県が平成9年に新規貸付者への利子補給については廃止しているんですけども、きちんと償還計画どおりに償還していただいた方に年々、利子の2分の1程度これまで補給しておりました。それで、現在、橋本市で80件の貸し出しがあるんですけども、その利用実態について社会福祉協議会のほうへ尋ねてみましたら、かなり率にして相当な高い率で滞納が発生しております。そういった意味からも、滞納が発生しているということは、きちんと償還されていないということなので、利子補給できないと。全額するんでしたら、滞納をしているかどうかは関係なしにできると思うんですけども、全国の例等を見ましたら、既に無利子になっております就学資金、療養介護資金の貸し付けを除いて、全額やっているということはなかなか数少ないようございます。したがって、利子補給の制度自身については、ある程度償還指導がきちりできるということもあわせて考えていかなければならないのかなと思っておりますので、現時点では、すぐに前向きに検討するという答えにはできないような状況です。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）それは、最初の答弁でいただいています。この中で、いわゆる80件

の中で、非常に返還ができない方が多いと。これはおそらく貸し付けが高い、金額がね。これはいろいろありますけれども、最高で470万円、小さいところで50万円という幾つかの制度が出ておるんですが、私はこの対象全部に利子補給してあげなさいということは、今の段階では考える必要もなければ、私はそういう無理は言いません。しかし、そうした小口の金額の返済できるような、そういう人たちに対してはできないと、それは僕は、確かに貸した金は返さないかんというのは、これは原理原則、それは当然でありますし、ところが、福祉名目で対象になるのは社会的に弱い、収入の少ない方たちが非常におって、返済不可能という事態が起こっておるといことは、これは紛れもない事実であると。私は、きのうの新聞では、高野町では中学校まで医療費を面倒見ると。和歌山市は、小学校、手術した場合の費用を見るという、そういう子育て支援に対してでもよそにないものをきちっとやっとなるわけです。

これは、今答弁の中に、どこもそんな利子補給はしていませんという答弁ですけど、してなかったらやっとならいいんじゃないんですか。橋本市で、そうした方たちへの福祉に対して、非常に理解のあるまちやなど。この貸し出しについては、非常に確かに問題点はある。私は、できたら、50歩譲って、いわゆる小口で金額に対して利用できるような、そうした中で、利子補給してはやってやっとならどうかということなんです。ところが、私はお金の、市長も大概お金のことを言いますが、これ、したさかいにどれぐらい財政資出が必要ですか。知れていますな。1,000万円貸したとしても、年利3%でしょう。ところが、そんな制度を設けたら返してもらえらわらんわ、そんな心配を先にして、そやからやろうとしない。そういうふうには私は見受け

られます。

部長の権限はそれ以上突っ込まれへん、踏み出せない、これはわかっとる。その程度しか答弁できない。市長、やはり企業誘致も進めて、大変頑張っておられる。この人たちも橋本市民であるということを決して我々は忘れてはいけない。こういう弱者対策をやっばり。それから、僕は決して無理な要求はしていないと思う。橋本市も、生まれてよかったな、住んでよかったなと言えるような、少しでもそうした低所得者、年金生活者、困っている人たちに、橋本市がこういう支援をしていますよということをお示しするのも、私は市長としての。どうですか。いかがですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中西議員の再質問にお答えをしまいたいと思いますが、この資金の滞納といいますが、約3分の2の方がそういうような実態であるということが事実でございまして、問題は、保証惨禍というのか、しっかりと保証人をつけておったらスムーズに事を運べていけるんやないんかなとも感じるわけですが、その辺の滞納整理、それだけ考えた場合は非常に難しい面も出てくるわけでございますし、一度内部で十分検討して、私はまず、バラ色の人生を、どなたにかかわらず送っていただくためには、税収の確保というんですか、これに限らないかなという気持ちであるわけでございまして、そのうちにはそうもしていただかんでも結構ですよというような市をつくっていくことが非常に大事であると思っておるわけでございまして、きょうのたびはか即答を、前向きに考えますけれども、実態を十分一度再点検させていただいて、結論を出してみたいと思います。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。



○24番（中西 健君）市長の期待をしておった答弁は、やや後退ぎみという判断いたしました。所得を増やしていくという、そう答弁をされた。年金生活者ですよ、私が言うているのは。戦後、終戦の中から一生懸命苦勞されて、それで定年を迎えて、厚生年金の方々は年金額が多いですけれども、日雇い労働者とかいろんな方の中で日本を支えてこられた中で、国民年金保険しかかけられなかった方々が大勢おるわけです。年金、六、七万円の中で、きのうテレビでも見ていたら、年金生活者の貯金通帳を見たら、残高13円と映っていました。橋本市にもそういう方がおられるんですよ、市長。私は、この制度を全部適用せいと言うとるんと違う。僕はそうした弱い高齢者の方々、障害者の方々に。きのうも楠本さんがお父さんのために器具を借りるのをあきらめた。この制度を利用したら、やっぱり前借りして、利用ができるわけです。そんな程度のお金で利子を取るというのが、僕は今の日本を憂います。

いわゆる勝ち組み、負け組みの世の中にだんだん進んでいくのではなかろうか。こんなことをいつまでも言うとするかと言うけれども、私は、そうした弱者及び、いろんな方々

と接触してきた。その経験から申し上げておりますので、市長は考えさせてくれということでもあります。私が言いたいのは、こういう福祉対策、いっぺんよそでもないような、さすが橋本市やと、これをやっていかないと、人が集まらないし、高齢者の方も健康で豊かな生活ができないんですよ。その支援を、子育て支援も必要であります。高齢者の方の支援も積極的に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、できるだけ早く私のもとへ吉報をいただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、24番 中西健君の一般質問は終わりました。

次に、順番19 松浦君は、本日欠席であります。

---

○議長（中上良隆君）これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後2時53分 散会）